

		改 正 案		現 行	
		附 則		附 則	
		（所掌事務の特例）		（所掌事務の特例）	
3	（略）				
4	（職員の身分取扱いの特例）				
3	（略）				
4	（職員の身分取扱いの特例）				
3	（略）				
4	第三十九条の規定の適用については、平成三十年五月十六日までの間、同条中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは	平成三十年五月十六日までの間	事務	平成三十三年五月十六日までの間	事務
		駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。		駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。	
		（略）	（略）	（略）	（略）

、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5・6  
(略)

は、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5・6  
(略)